

# **認可外保育施設集団指導**

**(居宅訪問型保育事業 法人・個人事業主 )**

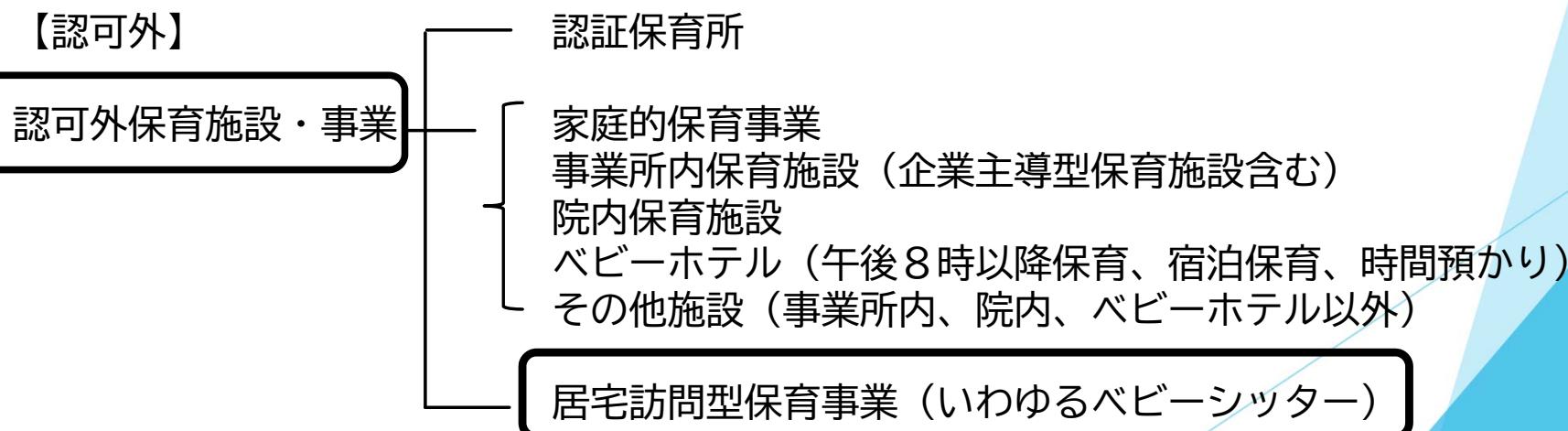
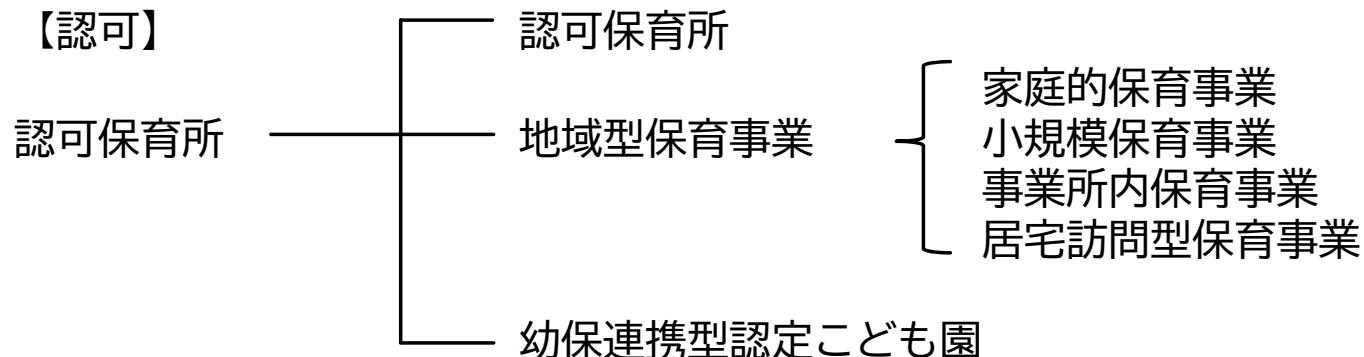
**港区子ども家庭支援部  
子ども政策課子ども施設指導係**

# 目 次

■認可外保育施設の概要	.....P1
■認可外保育施設の届出	.....P4
■認可外保育施設の報告	.....P7
■立入調査・集団指導について	.....P12
■認可外保育施設指導監督基準の説明	.....P17
■認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書について	.....P41

# 認可外保育施設の概要

# 認可外保育施設の概要



## 認可外保育施設(居宅訪問型事業)と港区との主な関わり

事前指導	窓口・電話相談など
届出	設置届、変更届、休止・廃止届(本資料P5参照)
報告	運営状況報告、事故報告等(本資料P7～参照)
立入調査	法人→法人現地にて実施 個人事業主→書面審査にて実施
集団指導	書面配布又は講習
その他	研修の周知、開催等

# 認可外保育施設の届出

# 認可外保育施設の届出義務

- ◆ 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1ヶ月以内に港区長へ届け出なければならない。  
(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項目)
- ◆ 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は  
50万円以下の過料に処する。  
(児童福祉法第62条の4)

# 届出の種別

設置届	事業開始後、 <u>認可外保育施設設置届（別記第1号様式）</u> その他添付書類により必要事項を届け出ます。
変更届	事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、 <u>認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）</u> により 変更内容を届け出ます。 ①施設の名称・所在地、連絡先 ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先 ③管理者の氏名・住所
休止・廃止届	施設を休止又は廃止した場合、 <u>認可外保育施設休止・廃止届（別記第3号様式）</u> により届け出ます。

上記届出の提出先： 港区役所 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども政策推進係  
〒105-8511 港区芝公園1丁目5-25号

# 認可外保育施設の報告

# 港区への報告

## ◆ 運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

## ◆ 事故報告

①施設で重大な事故(死亡、重傷事故、食中毒など)が発生した場合

②港区に報告する事故(施設→港区)

(報告対象等の詳細は、本資料9ページ、報告の系統については、本資料10ページを参照)

●児童福祉法施行規則の一部を改正する省令)(平成29年厚生労働省令第123号)が施行されたことに伴い、認可外保育施設については事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における都道府県への報告が義務化されました。  
また、区では令和3年より必要に応じ、発生状況及び再発防止について把握しておくべき事案としておりますので、報告をお願いいたします。

# 事故報告について

添付資料4、5参照

◆ 次の項目に該当する場合は、港区に事故報告を提出してください。

- (1) 死亡事故
  - (2) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
    - ア 「事故」が原因である場合
    - イ 明らかに「病気」が原因であると判断された場合でも、  
1週間経過後も意識が回復しない場合
    - ウ 原因が「不明」な場合
  - (3) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等
  - (4) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき
    - ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が  
一週間以内に2名以上発生した場合
    - イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の  
半数以上発生した場合
    - ウ 上記ア及びイに該当しない場合でも、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ※(4)に該当する場合は、みなと保健所にも報告してください。

## 事故報告について

添付資料4、5参照

- ◆ 次の項目に該当する場合は、港区に事故報告を提出してください。
- (5) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合、又は発生しかけたとき
- (6) 救急車の出動を要請した事故等
- (7) 手術をする負傷等
- (8) 頭部に衝撃を受けた事故で医師に再受診を求められたもの
- (9) アレルギー関連事故(アレルゲンの誤食、アナフィラキシーショック症状の発症等)
- (10) その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案  
(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が  
発生した場合

## ◆ 報告期限

第一報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に港区へ電話で報告。

第二報は、原則1か月以内とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告をしてください。

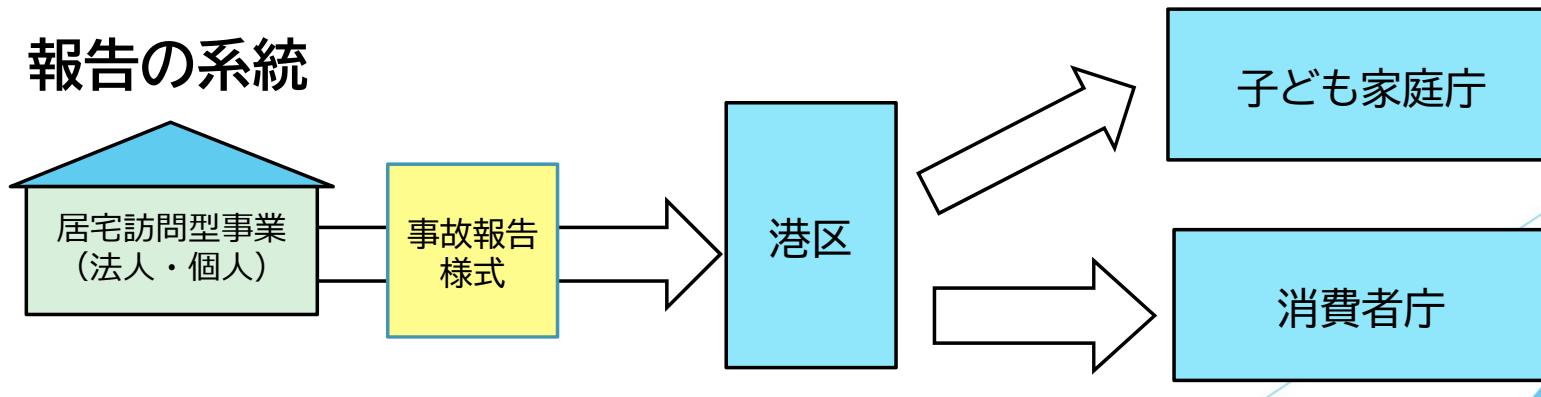
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告をしてください。

**報告先** 〒105-8511 港区芝公園1丁目5-25号  
港区役所 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係  
電話 03-3578-2447

◎事故報告様式は minato119より

【港区】保育施設における事故発生等の報告について(通知)(令和6年4月15日送付)に添付している様式を使用してください。

## 報告の系統



# 立入調査・集団指導について

# 立入調査・集団指導の目的

- ◆児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ◆児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

個人事業主に対しては、立入調査に変わり、認可外保育施設指導監督基準「チェックシート」への回答及び提出書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。

# 立入調査の流れ [一般的な流れ]

- ①【区】 設置届・運営状況報告書等により施設の状況把握
- ②【区】 立入調査対象施設を選定、実施通知を送付
- ③【区】 立入調査の実施  
(個人事業主には、立入調査に代えてチェックシートによる書類審査)
- ④【区】 調査結果を通知  
(個人事業主は、必要に応じて面接にて確認、指導、通知)
- ⑤【事業者又は個人事業主】 改善報告書の提出(原則30日以内)
- ⑥【区】 改善状況報告書の確認・再指導等

改善されない場合など

# 立入調査 [隨時対応の場合]

次のような場合、隨時立入調査を実施します。

- 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で  
児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

→ 立入調査実施

# 立入調査の流れ【随時対応の場合】

- ① 【区】 立入調査(個人事業主は、チェックシートによる書類審査)の実施
- ② 【区】 立入調査 結果通知
- ③ 【事業者又は個人事業主】 改善状況報告書の提出
- ④ 【区】 改善状況報告書の確認
- ⑤ 【区】 改善勧告
- ⑥ 【区】 改善状況報告書の確認
- ⑦ 【区】 公表
  - ▼ 弁明の機会の付与 港区児童福祉審議会へ意見聴取
- ⑧ 業務停止命令又は施設閉鎖命令

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・著しく利用児童の安全性に問題がある等

直接⑤へ

# 認可外保育施設指導監督基準の説明

港区認可外保育施設指導監督基準は、港区のホームページに掲載しています。

→ 港区ホームページ

>子ども・家庭・教育 >子ども・家庭 >子育て支援施設 >保育園

>保育施設設置事業者の方へ

>認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）

6 立入調査・指導監督基準について

# 指導監督基準の変更点について

- ▶ 令和6年4月1日より、以下の点について変更・追加されました。
  - 認可外保育施設指導監督基準 第8－（1）施設及びサービスに関する内容の提示
    - ◎ 利用する保護者に対してサービス内容を提示するとともに、同内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。
    - ◎ 「ここdeサーチ」への入力は港区で行っています。提示内容が変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

# 【指導基準1 保育に従事する者及び資格】

## ◆保育に従事する者の数

原則、1人に対して乳幼児1人

指導基準1—(1)

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

## ◆保育に従事する者の資格

有資格者とは・・・保育士又は看護師

指導基準1—(2)

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を終了した者を含む。

(例) 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コース）、

(公社) 全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び

ベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

## 【指導基準3 非常災害に対する措置】

### ◆ 防災上の必要な措置について

指導基準3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について  
検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具の場所の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

## 【指導基準5 保育内容①】

◆ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。  
(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 指導基準5－(1)
- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項など

◆ 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。 指導基準5- (2) - a

- 保育従事者の質の向上のため、定期的に研修を受講してください。  
(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

※港区からは、区主催研修の通知をメールにてお知らせいたします。

## 【指導基準5 保育内容②】

### ◆乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。 指導基準5-（2）-b

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。

### ◆保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

指導基準5-（3）

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。

## 乳幼児の人権に配慮した保育

### 保育者による虐待・不適切な保育に関する事例

- 令和2年4月・6月  
保育者が、児童の下半身等をさわったとして、強制わいせつ容疑で逮捕。
- 令和3年10月  
保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく搖さぶるという報道があった。
- 令和4年8月  
保育者が、男子児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決。

## 乳幼児の人権に配慮した保育

### 保育者による虐待・不適切な保育の例①

#### ■ 身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。

## 乳幼児の人権に配慮した保育

### 保育者による虐待・不適切な保育の例②

#### ■ 心理的な虐待・人格を尊重しないかわり

- 「お前」「ばか」「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- 「早く寝てよ」「○○しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げる。
- 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を委縮させる。

## 乳幼児の人権に配慮した保育

### 保育者による虐待・不適切な保育の例③

#### ■ 性的な虐待

- 児童を裸にして、保育者が個人的に児童の写真を撮る。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 児童の着替えや排せつ介助の際に、性器に触れるなど、わいせつ行為を行っている。
- 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為を行っている。

#### ■ ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずにそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 食事の量を極端に減らす。

## 【指導基準7 健康管理・安全確保】

### ◆ 乳幼児の健康状態の観察

指導基準7－(1)

- ① 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。  
➤ 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等
- ② 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

## 【指導基準 7 健康管理・安全確保】

### ◆ 職員の健康診断

指導基準 7 – (2)

- ①健康診断を1年に1回受けているか。
- ②検便を実施しているか。
  - 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
  - 検査結果を適切に保管してください。

## 【指導基準7 健康管理・安全確保】

- ◆ 安全計画を策定し、当該計画に従い児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。

指導基準7-(5)-a

添付資料7参照

- 安全計画を策定してください。
- 保育開始前には、室内外の安全点検を行い、児童の安全確保に努めてください。

- ◆ 安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的に実施しているか

指導基準7-(5)-b

- 救命救急の実技講習
- 緊急時における対応について（119番通報、避難訓練等）

## 【指導基準7 健康管理・安全確保】

- ◆ 保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。

指導基準7-（5）-c

施設、施設外の安全点検について、研修の受講計画について等を保護者に必ず周知してください。

➤ 緊急時の連絡方法について、保護者と必ず確認をしてください。

- ◆ 児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際の児童の所在が確認されているか。

指導基準7-（5）-f

➤ 点呼や児童の所在を確実に把握することができる方法等により児童の所在を確認してください。

## 【指導基準7 健康管理・安全確保】

- ◆ 事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に実技講習を受講しているか。

指導基準7-（5）-g

- 定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。  
受講証や研修修了証により確認します。

- ◆ 賠償責任保険等に加入するなど、事故に備えているか。

指導基準7-（5）-h

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできる  
ように備えてください。

## 【指導基準7 健康管理・安全確保】

### ◆重大事故が発生した場合、速やかに報告をしているか。

- 死亡事故や治癒に30日以上かかるケガ等が発生した場合は、所定の様式で港区へ報告が必要です。

指導基準7-(5)-i

### ◆ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

指導基準7-(5)-j

(別紙集団指導資料 添付資料4、5、2-3参照)

(参考) 事故防止について :

「ヒヤリ・ハット調査『誤飲等による乳幼児の危険』調査報告書（令和3年6月東京都生活文化局（東京くらしWEB））」

## 【指導基準8 利用者への情報提供】

添付資料1、3参照

### ◆ 利用者へのサービスに関する内容の提示

指導基準8 – (1)

- 利用者に対し、サービス内容に関する提示が必要な項目（14項目）を書面等により提示してください。

**NEW  
令和6年度より  
義務化**

- 利用する保護者に対し、同内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。
- 「ここdeサーチ」への入力は港区で行っています。掲示内容が変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

# 【指導基準8 利用者への情報提供】

添付資料1, 3参照

## ◆ 利用者へのサービスに関する内容の掲示

指導基準8 – (1)

### ● 提示が必要な項目（抜粋）

- ・事業を開始した年月日
- ・保育提供可能時間
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待防止のための措置に関する事項
- ・設置者が過去に事業停止命令をうけたか否かの別

提携する医療機関がない場合は、「なし」と記載してください。

## 【指導基準8 利用者への情報提供】

添付資料2, 3参照

### ◆ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明

指導基準8 – (2)

- 利用者に対し、契約内容として書面による交付が必要な項目（8項目）を書面等により交付してください。
- サービス利用予定者から申し込みがあった場合、契約内容等の説明を行ってください。
- 書面等による交付が必要な項目（抜粋）
  - ・ 提供するサービスの内容
  - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
  - ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
  - ・ 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

提携する医療機関がない場合は、「なし」と記載してください。

## 令和5年度 指摘の多い項目①

### ◆ 保育に従事する者の数が適していない。

◎原則は、従事者1人に対して乳幼児1人です。

(ただし、兄弟姉妹と共に利用している場合で、保護者が同意しているときは例外とします。)

### ◆ 保育に従事する者に関する研修を受講していない。

◎保育に従事する者の人間性と専門性の向上のため、定期的な研修の受講が必要です。

※港区主催の保育研修については、メールにて通知いたします。

### ◆ 救命講習(実技講習)を受講していない。

◎消防署主催の講習やテーマ別研修のほか、心肺蘇生の実習がある講習を定期的に受講する必要があります。

### ◆ 調理・調乳を行う場合、検便を実施していない。

◎調理・調乳を行う場合は、検便が必要になります。

※継続的に行う場合は、30日以内に1回検便が必要となります。

## 令和5年度 指摘の多い項目②

- ◆ 利用者に対して提示する「サービスの内容」に、必要な項目が記載されていない。

◎サービスの内容に関する提示が必要な項目(14項目)を、書面(HPでも可)で事前に利用者に提示してください。

◎提示が必要な項目(抜粋)

- ・ 研修の受講状況
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待防止のための措置に関する事項
- ・ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

提携する医療機関がない場合は、「なし」と記載してください。

## 令和5年度 指摘の多い項目③

- ◆ 利用者に対して交付する契約の内容の書面に、必要な項目が記載されていない。

◎利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な項目(8項)を書面等により交付してください。(特に⑥～⑧の項目の記載漏れが多いです)

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③事業所の名称及び所在地
- ④事業所の管理者の氏名及び住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者から苦情を受け付ける連絡先

提携する医療機関がない場合は、「なし」と記載してください。

## 令和5年度 指摘の多い項目④

法人・事業所のみ該当

- ◆ 労働者名簿に必要な事項が記載されていない。

◎労働基準法に基づき、次の項目すべてを労働者名簿に記載してください。

- ① 労働者氏名
- ② 生年月日
- ③ 履歴
- ④ 性別
- ⑤ 住所
- ⑥ 雇入年月日
- ⑦ 従事する業務
- ⑧ 退職の年月日及びその事由(解雇の場合はその理由)
- ⑨ 死亡の年月日及びその原因

# **認可外保育施設指導監督基準 を満たす旨の証明書について**

## **認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書**

- ◆ 児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設に対し、  
**「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」**  
(以下「証明書」という) を交付しています。

※居宅訪問型保育事業（個人事業主）は、立入調査に代えて書類審査及び面談を実施します。

# 証明書対象施設

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設(企業主導型保育事業以外)	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象した 一時預かり施設 (例)デパート、自動車教習所、スポーツ施設 歯医者等の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

# 証明書の交付について

- ◆ 児童福祉法第59条に基づく立入調査又は書類審査の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、交付されます。

## 立入調査又は書類審査の結果

→ 《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は書類審査後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

→ 《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

## 証明書の返還について

- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

# 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化とは(認可外保育施設の基準を満たす証明書がある場合)

3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無料になります。(保護者の申請が必要です。)

※詳細については、港区HPをご覧ください。

◆幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①港区への届出(設置届)
- ②区市町村の「確認」を受けるための申請(確認申請)
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。

港区では、経過措置を令和7年3月まで延長しています。

経過措置が延長されても、できる限り基準を満たした事業運営をお願いします。

子どもを預かることは、命を預かる大変責任の重い  
仕事であることを十分認識し、事業を行ってください。